

災害時歯科保健医療提供体制の整備について

1 概要

- 今年度、厚生労働省所管の医療施設等設備整備費補助金交付要綱が改正され、「災害時歯科保健医療提供体制整備事業」が新たに補助対象となる予定。

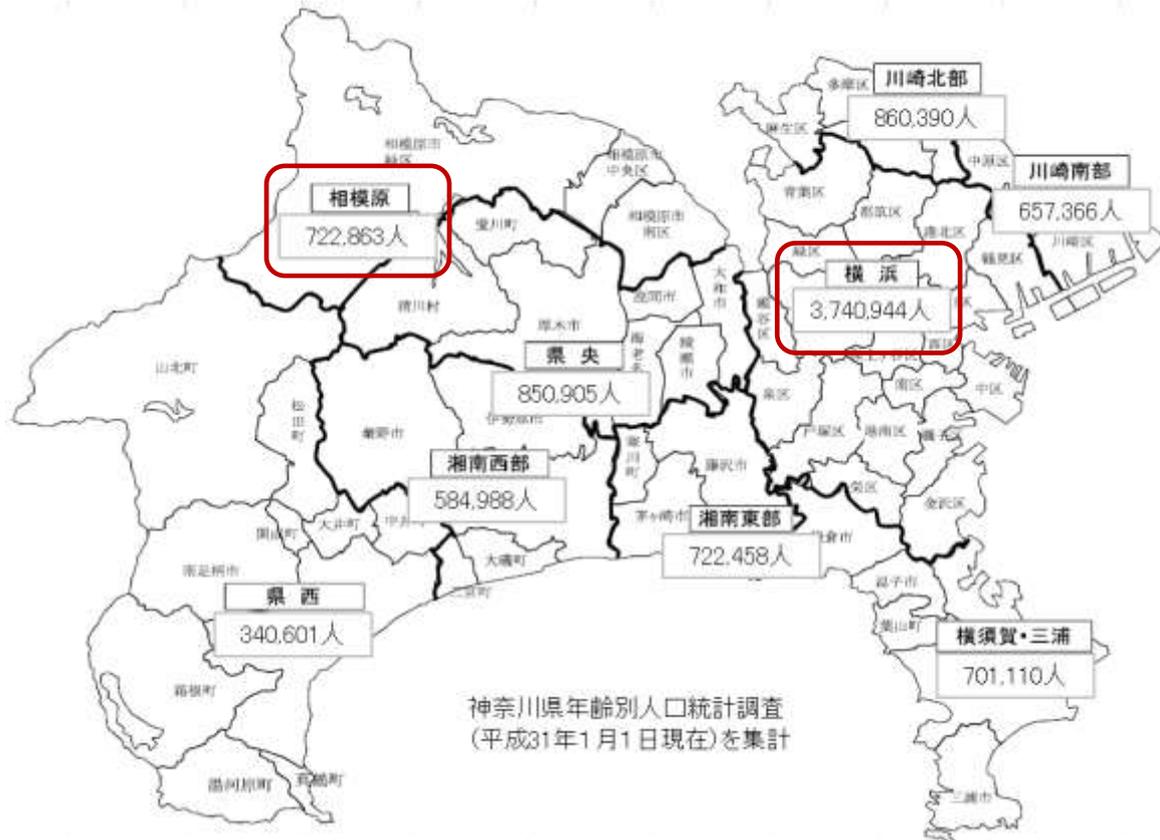
【「災害時歯科保健医療提供体制整備事業」概要】

補助率	10/10（県費負担なし）
補助基準額	1か所 5,000 千円（1都道府県 2か所で実施）
補助対象	災害時の歯科保健医療の提供に必要な器具・機材の整備費用（ただし、携帯型歯科用ポータブルユニットについては必ず整備。）

- 本県の災害時歯科保健医療提供体制を充実させるため、同補助を活用し、県内2か所に携帯型歯科用ポータブルユニット等を整備する。

2 機器等を整備する二次保健医療圏

- 県内2か所に整備することが可能なため、人口及び地理的条件に鑑み横浜医療圏及び相模原医療圏において整備する。



3 事業実施主体

- 国補助要件として、「実施主体には、災害歯科保健医療チーム養成支援事業等により実施された災害歯科保健医療に関する研修会等を受講した歯科医療従事者が所属していることが望ましい。」とされているため、公益社団法人神奈川県歯科医師会にて事業実施予定。